

食 品 安 全 委 員 会 第 97 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 6 月 2 日（木） 14:00 ～ 16:10

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（１）新開発食品専門調査会における審議結果について

・リメイクコレステブロック粒に関する意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査審議について

・食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

（３）第 73 回国際獣疫事務局（ＯＩＥ）総会の概要

（農林水産省からの報告）

（４）食品安全委員会の 5 月の運営について（報告）

（５）「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について

（６）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長

農林水産省 釘田衛生管理課長

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配布資料

資料 1 新開発食品専門調査会における審議状況について

資料 2 - 1 食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応（検討中）

資料 2 - 2 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

資料 2 - 3 暫定基準に係る最終案と第 2 次案等との関係

資料 3 第 73 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について

資料 4 食品安全委員会の 5 月の運営について（報告）

資料 5 「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について

参考資料 1 夏期の軽装について

6．議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 97 回の会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員全員が御出席です。

また、本日は厚生労働省から松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長。

農林水産省から栗田衛生管理課長が出席される予定になっていますが、ちょっと遅れられております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 97 回会合）議事次第」がございますので、御覧になってください。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1 「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 2 - 1 「食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応（検討中）」。

資料 2 - 2 「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」。

資料 2 - 3 「暫定基準に係る最終案と第 2 次案等との関係」。

資料 3 「第 73 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について」。

資料 4 「食品安全委員会の 5 月の運営について（報告）」。

資料 5 「『食品安全総合情報システム』の一部運用開始について」。

参考資料 1 「夏季の軽装について」でございます。

不足の資料はございますか、ございませんね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「新開発食品専門調査会」における審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 1 に基づきまして御説明をさせていただきます。資料 1 を 1 枚めくって 2 ページを御覧ください。

今回お諮りいたしますのは「リメイク コレステブロック 粒」というものでございま

して、本日「新開発食品専門調査会」における御検討の結果、２ページ以降の審議結果(案)がまとまりましたものですから、お許しいただければ、本日より意見・情報の募集をさせていただきますというものでございます。

内容について簡単に御説明させていただきますが「リメイク コレステブロック 粒」というのは、２ページに「２．評価対象食品の概要」というところがございしますが、関与成分としてリン脂質結合大豆ペプチドというものを含む錠剤の形態をした食品ということでございまして、血中コレステロール値が高めの方に役立つということを標榜して売りたいということでございます。

１日当たり摂取目安量は、関与成分にして３ｇとなっております。本品については、大豆中に含まれる分子量 8000 を中心に分布するタンパク質の部分分解物と、同じく大豆に含まれるリン脂質と、これも酵素によってホスホリパーゼ A 2 という酵素によって分解したリン脂質というものの結合体ということでございまして、これがほとんどそのまま粒になっているというものでございます。

本品の食経験につきましては、もともと両成分とも大豆に含まれるものでございまして、当然のことながら大豆から製造される各種加工食品中には相当量含まれるというものでございまして、木綿豆腐中には、タンパク量でございますけれども 16.5 g と、納豆１パック中には 8.3 g と。

大豆中のタンパク質とレシチンの含有量の比率でいうと、タンパク質 35% に比べて、レシチンは 0.5 % ということで、比率は多少異なるとは思われますが、タンパク質、大豆を原料とする製品の中には広く含まれるというものでございます。

それから、本品につきましては、既に平成 12 年に特定保健用食品として、粉末飲料形態のものが認められておりまして、販売実績もあるということで、過去３年間で関与成分に換算して、大体 10 トン程度国内でも販売実績があるというものでございました。

本食品の原料の一部、酵素分解レシチンについては、米国でも一般的に安全で認められる物質ということになっているということが調査の結果明らかとなっております。

本品につきましては、動物を用いた試験あるいは *in vivo* の試験等が行われておりまして、これらの試験では毒性を示唆する所見は認められなかったということでございます。

また、３ページ以降、ヒト試験についてボランティアを対象に 75 名、21 名あるいは健康成人男性 91 名を対象とした試験等が複数回行われておりまして、いずれも臨床上問題となる副作用あるいは一般生化学的指標等に異常は認められなかったということになっております。

それで、勿論、本食品の有効性に係る部分については専門調査会では御議論されませんでしたけれども、本品は腸管でコレステロールと一緒に取り込んで、そのまま体外に排出されるというような機序でコレステロールの吸収阻害に働くというようなことを会社の方ではお考えになっているようでございますけれども、この点について、もしそうであるとすれば、腸管でのコレステロール吸収抑制作用によってシクロスポリン等の脂溶性の医薬品がどうしても摂取しなければならないような場合に、医薬品の吸収抑制も表われるのではないかという懸念を専門調査会では持たれまして、申請者においては各種の脂溶性ビタミンの吸収については影響を及ぼさないということを確認しているわけでございますけれども、念のため医薬品の効果に影響がある可能性があるので、医師に御相談くださいという内容の表示を行うということを予定しておりますというような御説明が申請者よりございました。

専門調査会といたしましては、４ページの「４．安全に係る審査結果」のところにございますように「リメイク コレステブロック 粒」については、食経験あるいは拡張試験等安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないという判断される御結論になったものでございます。

なお書きで、本食品と脂溶性の医薬品を併用することで、医薬品の作用を低下させる等の影響が考えられることについて、念のため注意喚起を行う必要があるので申し添えるというなお書きが付いております。

それでは、よろしく御審議をお願いします。

○寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見、御質問などはございますか。ございませんか。

３ページの「・ヒト試験」のちょうど真ん中辺りのところに「血液生化学検査及び血球成分検査の複数の項目に有意な変動が認められたが、いずれも基準値内の変動であり」とあります。これはどういうことなんでしょうか。有意な変動が認められたけれども、これは基準値内ということはどういうことなのかな。例えば、３～５というのは正常で、もともと３.５だったのが４になったとか、そういう意味なんですかね。ちょっとわかりにくいなと思って。

○村上評価課長 わかりにくいところは、文面を訂正させていただければと思いますが、この趣旨はプラセボ群と投与群等を有意差検定をかけたら有意差が出てきたけれども、いずれにしても、いわゆる正常値の範囲内に収まっていたという趣旨でございます。

○寺田委員長 しつこいですが、血球成分の異常というのはどういうことですか。要する

に白血球数が減るとか、赤血球数が減るとかそういうことですか。これはコレステロールがメンブレンのコンポーネントだから、それが影響してなっている話なのかどうかと。

○村上評価課長 ちょっと確認いたします。

○寺田委員長 申し訳ない、細かいことでちょっと気になりますので、吸収を抑えるとか、コレステロール全体の量が減るとか、理由はよくわからなくて、もしくは血球が本当に減っているようなことだとかいう話で、多分違うと思いますけれども、確認だけでもお願いいたします。

ほかにございますか。どうぞ。

○本間委員 簡単な手続のことだと思いますが、2ページの食経験というところの下から3行目から4行目のところだと思いますが、平成12年に既に粉末形態で認められていると。この委員会において、要するに形状が変わるだけで、内容成分の事実上の変更がないときは、新たな手続があったと思うんですが、これは委員会が発足する前だから、この上に載せなければいけないと、そういう手続になるんでしょうか。

○村上評価課長 そういうことだと思います。

○本間委員 この委員会で発足してからのものでないと、それをみなすことはできないということですね。

○村上評価課長 はい。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、本件に関しましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

次の議題に入らせていただきます。

食品安全基本法第23条第1項第5項に基づく調査・審議についてであります。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関してのWTO通報に向けての対応策につきまして、厚生労働省から説明があります。厚生労働省の中垣基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○中垣基準審査課長 中垣でございます。よろしくお願いいたします。

残留農薬等のポジティブリスト制の導入につきましては、4月に2回にわたり調査・審議をいただきまして、その後「食品安全委員会」から意見書を厚生労働大臣あてへいただいたところでございます。

4月の御審議の中でも御報告いたしておりましたとおり、最終案に向けた作業を進めておるので、その最終案ができた段階で、再度また御報告し、調査・審議をお願いしたいと

いうことをお願いしていたわけございまして、5月31日に開催されました「薬事・食品衛生審議会」の部会におきまして、その最終案についての御審議を賜ったところございまして、本日「食品安全委員会」に御報告するとともに、調査・審議を受けたいということでもいったところございまして。

資料2-1、2-2、2-3、それとお手元に品目表が配付されていると思います。この品目表が資料2-2の別添というような位置づけになっております。

まず、第2次案と最終案との間の中で、大きく変わった点について御説明申し上げるために、資料2-2、ちょっと膨大な資料でございますので、本当に変わった点についてとどめさせていただきたいと思います。

また、4月の安全委員会の御審議の中で御指摘された点についても特に触れていきたいと考えております。

資料2-2の1ページでございますけれども、食品衛生法の一部を改正する法律で平成15年に成立したわけでございますが、ポジティブリストを18年5月までに導入することが定められておるわけございまして、そのために一律基準と対象外物質と暫定基準という3つの作業を行っているところございまして、既に15年6月から審議会としては御審議を始めていただいて、15年10月には1次案を16年8月には2次案を公表したところでございます。

2ページ目でございますけれども、今、申し上げたとおり、安全委員会におきまして、4月に調査・審議をいただいたところでございます。

「III 最終案の概要」でございます。まず、一律基準でございますけれども、一律基準というのは何かということでございますが、基準がない場合に適用されるものでございまして、基準がないということは、国内外で農薬の使用がその農作物について認められていないというものでございます。

このような一律基準につきまして、JECFAの香料の評価あるいはアメリカのFDAにおきます間接添加物の評価、それらの基礎となった文献等を審査いただいた上で、1.5 $\mu\text{g/day}$ という目安量を許容目安量として用いることは適切ではなかろうかというような結論を審議会の中でいただいたところでございます。

ここで、我が国の食品の摂取量を考えてみると、0.01ppm ということであれば、健康確保に支障はないというようなことで、0.01ppm を一律基準の値とするということを提案していただいたところでございます。

ちなみに、国際的に見ますと、カナダ、ニュージーランドでは一律基準に0.1ppm という

基準をつくっておりますけれども、この 0.1ppm というのはカナダにおいて見直しが進められているところでございます。

ドイツでは、0.01ppm という基準でございまして、導入を既に決めております EU においても 0.01ppm というようなところから、0.01ppm というのは一定の妥当性があるんだろうと考えているところでございます。

この例外となりますのが、J E C F A 等によって A D I が極めて小さいという評価がくだされております、クレンブテロールほか 3 品目と、前回の 4 月の審議においても申し上げましたけれども、定量限界が 0.01ppm まで行かないというようなものでございます。

具体的には、19 ページを御覧いただければありがたいと思います。

19 ページに 95 の農薬について一律基準にとって代わる値としての基準の提案がされております。

例えば、1 - ナフタレン酢酸につきましては、定量限界が 0.1ppm というのが、今、我々が持つておるデータでございまして、0.01ppm ではなくて、0.1ppm ということにしようというような提案でございまして、この定量限界につきましては、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方の衛生研究所、あるいは登録検査機関の御協力を得てプロジェクトを進めてきたものでございます。

農産物と畜産物で値が異なっておりますけれども、その構成成分であるとか、あるいは国際的な状況を反映して、農産物については基本的にガスクロマトグラフを中心とした方法、畜産物については、液体クロマトグラフを中心とした方法というのが従来から使われてきたところでございまして、そういう意味では、検査方法も異なるというようなこと。そのような事情を勘案して農産物と畜産物で分けておるところでございます。

もう一つ一律基準の例外になりますのが、23 ページにございます 49 農薬でございます。

23 ページにあります 49 農薬というのは、一番上で御説明申し上げますアゾキシストロピンというものにつきましては、畜水産物について 0.008 という基準値が暫定基準として提案されておることとございまして、基準として設定するものよりも一律基準の方が高いというのも合理性を欠くところがございますので、このような基準値が 0.01ppm 未満のものについては、その最小の基準値をもって一律基準にとって代わる基準とするということで、その例外となるのが、ここに掲げました 49 農薬でございます。

前に戻らせていただいて恐縮でございますが、3 ページに対象外物質についてまとめております。

3 ページの「2. 対象外物質の指定」というところでございますけれども、対象外物質

というのは、一般に使用されている農薬、あるいはその物質が化学的に変化して生成した物質のうち、残留の状態あるいは程度から見て、残留したとしても、人の健康を損うおそれがないものというような位置づけになっておりまして、4月の御審議において、この対象外物質の一覧表を示せというような御意見も賜ったところでございます。

64ページを御覧いただきたいと思います。

64ページの「Ⅳ 対象外物質の指定の考え方」。更に「Ⅴ 対象外物質」として、ここに一覧表を示しております。

具体的に申し上げますと、Ⅴの対象外物質でございますが、最初のカテゴリーが食品安全基本法に基づいて、食品健康影響評価でADIの設定が不要というような評価がなされたアスタキサンチン。

2番目が、特定農薬として重曹。特定農薬というのは、重曹と食酢が特定農薬、すなわち登録しなくてもいい農薬に掲げられておるわけでございますが、酢というのは食品そのものでございますので、食品衛生法の中で対象外物質に酢を挙げる必要もなかろうということで、重曹を挙げているところでございます。

次のカテゴリーの食品、あるいは食品というよりは食品の一部の成分と申し上げた方が適切ではなかろうかと思うわけでございますが、クロレラあるいはシイタケなどが挙げられております。

次のカテゴリーが、食品添加物でございまして、塩素というか、塩素イオンでございます。オレイン酸、カルシウム、ケイ素などなどがございまして、次の動物用医薬品のところを見てみますと、ビタミンが並んでおります。

次の65ページに入りますと、アミノ酸、ミネラルが並んでおりますし、その他としてアンモニウム、あるいはβ-アポ-カロチン酸が挙げられております。

また、その他の項目で銅、硫黄といった金属類あるいはオイル類が並んでおりますし、ブセレリン、フロセミドなど、あるいはプロカインまででございますけれども、これは動物用医薬品で、体内での代謝が早く、また排泄も早いというようなことから、EUにおいても対象外というような扱いを受けておるところでございまして、その評価を準用して案をつくってきたところでございます。これが対象外物質の一覧表でございます。

恐縮でございますが、3ページに戻らせていただきます。3ページの3が暫定基準の設定について述べております。

この暫定基準は、国民の健康確保を図りつつ、更には今回のポジティブリスト制度の導入というのが、不要な貿易障害にならないようにしようというような観点から、コーデッ

クス基準、あるいは国内で農薬取締法に基づいてつくられている登録保留基準でございますとか、あるいは薬事法の基準でございますとか、そういった国内の基準。

更には、J M P R、J E C F A 等において科学的なデータに基づいて基準をつくっていると考えられるアメリカ、E U などの国々の基準。これの基準を参考に基準を定めていこうとするものでございます。

前回、その基準の定め方については御報告をしたところでございますけれども、繰り返しになって甚だ恐縮でございますが、フローチャートの申し上げますと、17 ページを御覧いただければありがたいと思います。

17 ページに暫定基準の決め方がございまして、コーデックス基準があるかないかで、まず分けて、コーデックス基準がある場合、あるいはない場合についてそれぞれ国内の基準があるのか、ないのかというので分けております。

コーデックス基準がある場合には、コーデックス基準を基本として採用し、国内的に農薬の登録あるいは重要実態について勘案する必要がある場合には、国内の基準を勘案してつくっております。これについては農林水産省においてチェックをいただいたところでございます。

右側のコーデックス基準がない場合、これも国内登録があるか、ないかに分かれてくるわけでございますが、国内登録がある場合については基本的に国内の基準を参考につくっております。ただ、輸入品がほとんどであるとか、そういったものについては外国の基準を参考につくっております。

国内登録がない場合、この外国基準があるか、ないかに分かれるわけでございますが、外国基準がある場合には外国の基準、また複数の国の基準がある場合には、どちらの低い方も高い方も国際的に有効な基準として使われておるといようなことから、平均値をもって基準としてきたところでございます。

暫定基準につきまして、4 月の調査・審議において、再検討をするような意見をいただいたところでございまして、これにつきましては後ほど資料をもって御説明させていただきたいと思います。

4 ページに移らせていただいて、今後のスケジュールでございます。

これまで「薬事・食品衛生審議会」を中心に 15 年 5 月から審議をいただいたところでございまして、繰り返しになりますけれども、この 4 月には「食品安全委員会」でも調査・審議いただき、意見をいただいたところでございます。

今後の予定、そういう意味では若干資料が 2 日ほど古うございまして申し訳ございませ

ん。5月31日に薬事審議会の部会において最終案として公表する旨の了解を得ております。

更に、本日「食品安全委員会」で報告し、調査・審議を受けておるところでございます。私どもとしては、できれば明日からパブリック・コメント、WTO通報の受付に入りたいと考えておるところでございます。パブリック・コメントは膨大なものでございますので、通常ですと1か月のコメント期間を設定しているわけでございますが、1か月というわけにもまいらないだろうということで、2か月のコメント期間を予定しておるわけでございます。WTO通報についても60日のコメント期間が設けられることになっております。

そういうことから考えますと、8月の終わり、あるいは9月になるんだろうと思いますが、出てきた意見を基に更に検討し、どのような意見が出てきたのか、それについてどう考えるのか、どういうふうに訂正するのか等をまとめた上で「食品安全委員会」にも御報告し、調査・審議を願いたいと思っております。

私どもの審議会としては、部会または分科会での御審議を予定しておるところでございます。まして、できれば来年の5月の発足の半年前、11月には告示をしたいと考えておるところでございます。

それでは、4月にいただきました御意見に対する考え方を御説明申し上げたいと思えます。資料2-1を御覧いただきたいと思います。

今、御説明申し上げましたとおり、これからパブリック・コメントを行う、あるいは世界各国にWTO通報を行うというようなことから、そこで出てきた意見によって最終的な考え方も変更があり得るということで、本日、提出させていただいております資料2-1というのは検討中というような形で御容赦を賜われればありがたいと。

厚生労働省として、4月にいただいた意見に対して、大臣の名前をもって正式に回答が必要となつてまいるわけでございますが、それは8月あるいは9月となります全体をとりまとめた際にさせていただければと考えている次第でございます。

そういう意味で検討中となっているわけでございますが、まず、1番目の暫定基準について再点検をすべきで、更に特にその場合に国際リスク評価機関において、ADIを設定できないと言われているようなものについては、慎重に対応すべきというような御意見をいただいているところでございます。

これについて、3ページを御覧いただきたいと思います。

3ページの前半部分は、その繰り返しでございますので、下から5～6行目の最終案における取扱いのところを御説明したいと思います。

私どもとしては、3つにケースを分けられるんだろうと考えております。意見書の中でも御指摘いただいているように、国内で使用が認められているというような場合、すなわち国内で使用が認められている、国内にデータがあるということでございますし、また諸外国のものであってもデータを出していただけるというような場合があるんだろうと思いますが、このようなケースにおいては、優先的にリスク評価を行うということを条件とした上で暫定基準を設定するという方法があるんだろうと考えております。

(2)でございますけれども、農薬として使用されていないのではないかと。仮に使用されているとしても非常に少ないのではないかとというようなケースにおいては、暫定基準をつくらないという選択肢があるんだろうと考えております。

それ以外の場合については、不検出とした上で案を提示し、リスク評価に必要なデータを出すということでございますれば、それは暫定基準をつくる、優先的にリスク評価を行うというような形で処理していきたいと考えている次第でございます。

それぞれの品目につきましては、その次のページでございます。

まず、最初がBHCでございますが、BHCにつきましては、基本的にもう農薬としては使われていないんだろうと考えるところでございまして、そういう意味では暫定基準を設定しないという形でいいんだろうと思っております。

ただ、BHCの中に含まれます、BHCというのは、 α 、 β 、 γ 、 δ のBHCというふうに分かれまして、そのうちの γ のBHCについては、ADIが設定されておりますし、いろんな国々で基準がございますので、リンデンについて暫定基準を設定していこうと考えているところでございます。

DNOCについても、再度EUにも聞いてみましたが、使われていないのではないかとということでございますので、暫定基準をつくらないという形でやっていこうと考えています。

その次のアレスリン、オキシリニック酸、キシラジン、更には2つ飛んで恐縮でございますが、スルファチアゾール、タイロシンの5つにつきましては、いずれも日本とございますように、国内で使用が認められておるところでございまして、暫定基準をつくるとともに、リスク評価をお願いしようと考えているところでございます。

中ほど152番のグアザチンでございますが、これはある面で申し上げますと、例外的なものでございますけれども、いろいろな物質の混合物でございまして、その中で一番多いものが、イミナクタジン農薬と同一成分でございます。

そういう意味から申し上げますと、このグアザチンについて不検出とするのも非科学的

でございますし、また暫定基準をつくるだけの根拠もないということから暫定基準をつくらないと、農薬として使用されていないものと同じように取扱いたいと考えているところでございます。

その下のクマホスとプロファムでございますが、この2つにつきましては、データを出していただけるというような確約も取れませんでしたし、不検出とした上で各国WTO通報するわけでございますから、その意見を見たいと考えているところでございます。

一番下に(注)として、前回、たしか寺尾委員から御指摘いただいた四塩化炭素でございますが、この中に四塩化炭素を入れておったわけでございますけれども、調査不足で誠に申し訳ありませんが、WHOが出しております環境保健クライテリアの新しいバージョンにTDIが設定されておりましたので、この中で論に供するというのも適當ではないのかということで表から落とさせていただいておりますが、いずれにしましても、四塩化炭素についてもEUだったと思いますけれども、再度照会したところ、もう今は使っていないというような御返答をいただいておりますので、暫定基準をつくらないという整理にさせていただきます。

それ以外のものの全体的な整理でございますけれども、資料2-3を御覧いただきたいと思えます。

資料2-3は、一番左側が「最終案」で暫定基準をつくったものの一覧表でございます。ここで番号というのが書かれておりますけれども、枝番があったり、途中で番号が抜けていたり、作業をしていく間の中で最終的な整理をしたところでございまして、そういう意味で申し上げますと、暗号みたいなもので、きれいにならんでいないことを謝りたいと思います。

次の欄に「検討過程」というのがございます。4月に御審議いただいたときに、第2次案として暫定基準を670農薬について示しているけれども、EU、オーストラリアで検出限界で基準が決まっておるというものがたくさんあって、それらについては日本で検出限界というと、使用を禁止するという意味合いがあるので暫定基準の対象にしまったけれども、実はそれらのものについては使用が認められておるんだけれども、残留は少ないためにそういう基準がつけられているということが新たに判明したので、それらについて基準をつくると、大体740ぐらいになるのではないかとということを御説明申し上げたところでございます。

検討過程というのは、ある面におきまして740の根拠でございまして、一番最後の12ページを見ていただくと、一番下の検討過程のところに734農薬等となっているところで

ございまして、検討の過程で対象にしたものがこれであると。

一番右側の欄が「第2次案」ということでございまして、670 農薬等と。その出し入れについて御説明をしたいと思います。

1 ページに戻っていただきたいと思います。

この資料は、基本的に最終案の品目を基にしておりますので、当初出てくるのは、すべて追加された品目が出てまいります。

すなわち、2 番目の 1 , 1 - ジクロロ - 2 , 2 - ビス (4 - エチルフェニル) エタンと
いうのがあるわけですが、これは検討過程で浮上してきて「理由」のところに L
O D 基準による追加と。すなわち、先ほど申し上げました検出限界で規制していたので、
使用が禁止されていると考えておったらそうではなかったというものでございます。

それと、11 - 1 という枝番がございまして。5 - プロピルスルホニル - 1 H - ベンズイミ
ダゾール - 2 - アミンというものでございますが、これは名称変更と書いてありますよう
に、より適切な名前に変えていったという類型でございまして。

類型だけ最初に御説明いたしますと、3 ページの 139 番にカスガマイシンという抗生物
質があるわけですが、抗生物質についても含まれてはならないという形で規制を
してきたわけですが、国内で認められておるものについては、検出限界の値をも
って規制をした方が規制の透明化につながるんだらうという観点から、その定量限界をも
って基準をつくるということにしましたので、そのために品目が増えているという類型で
ございます。

その次に、同じような類型が次々とございまして、4 ページの中ほどよりちょっと下、2
47 にジクロルミドというものがございまして。ジクロルミドのところを見ていただきますと、
基準の存在確認による追加と。つまり、今まで見つかっていなかったんだけれども、新た
にこれについて基準があることが判明したので基準をつくらせていただいたという類型で
す。

類型としては、基本的に今御説明申し上げましたような類型に尽きておりまして、11 ペ
ージの上から 10 行目ぐらいに 715 番ワルファリンまでが、いわゆる追加したものでござ
います。

この類型ごとの品目数を申し上げますと、L O D 基準ということで、つくらなかったん
だけれども新たにつくったというのが 53 品目でございます。

名称を変更したのが、8 品目でございます。

抗生物質で規制の透明化を図ったものが 4 品目でございます。

基準が新たにあるということが判明したのが 9 品目でございます。

先ほどちょっと申し上げました B H C からリンデンを独立させたというものが 1 品目ございまして、それで類型で申し上げますと、5 つの類型ということで、L O D が 53 品目、名称品目 8 品目、抗生物質が 4 品目、基準が新たに判明したのは 9 品目、B H C が 1 というものでございます。

ワルファリンより下の「最終案」のところが空欄になっているわけでありますが、これは逆に削除したものを示しております。

最初でございます B H C から 611 番のプロファムまででございますけれども、これは先ほど御説明申し上げましたように、国際評価機関等の結果を基に暫定基準を削除した、あるいは検討したんだけれども、追加しなかったというようなものでございます。

次に、21 番に T E P P というのがございますが、これは我が国で申し上げますと、非常に毒性が強い、特定毒物に当たることから、これは基準をつくらないと判断をしています。

申し訳ございません。11 ページの「最終案」の項目が 715 番のワルファリンで終わっておりまして、それより下というのは、検討過程で基準をつくらうとした、あるいは 2 次案には基準があったけれども最終案に載せなかったというものを示しておるところでございます。

最初は、国際リスク評価機関の結果等を踏まえて暫定基準をつくらなかった、あるいはつくるのをやめたというものでございまして、これが 13 品目でございます。

その次が 21 番の T E P P で特定毒物に該当するため追加をしなかったというものでございまして、その次の類型が参考とした基準が廃止されたと。すなわち、再検討という御意見をいただきましたので基準を洗ったわけでございますが、基準がなくなっておったというものがございまして、これが 9 品目ほどございます。

その次のトリクロロエチレン、イソプロツロン、フルピルスルフロンメチルという 3 品目でございますが、トリクロロエチレンについては、農薬としての使用実態が確認できない、あるいはイソプロツロン、フルピルスルフロンメチルについては、いろんな条件が付いて、テスト期間中の基準であるということが新たに判明したのでつくるのをやめたというものでございます。

次の類型は、重複した品目あるいは統合したと、また名称変更による基準を削除したというもの。あるいは、最後の 12 ページでございますけれども、もう既につくっておる基準でカバーできると、暫定基準として追加する必要がないんだらうということが判明したよ

うな品目、あるいはフルオリンですと、フッ素として残留しますので、それはいわゆる環境物質のフッ素として規制をするというような形でいいんだろうということで判断したものがございます。

そういう意味で、最後の 12 ページでございますが、検討過程で 4 月の調査・審議において約 740 農薬等ということを申し上げたわけでございますが、734 について検討を行い、最終的に 714 農薬等について暫定基準を設定したということでございます。

申し訳ございません。資料 2 - 1 に戻っていただきたいと思います。

資料 2 - 1 の 1 番目の説明が長引いたところでございまして、申し訳ございません。

2 番の御意見が、今後のリスク評価の計画についての御意見でございます。これについて優先的にリスク評価を実施すべきというものにつきまして、今、申し上げましたような国際リスク評価機関で A D I が設定できないとされた物質であって、データが提出されるということを前提に暫定基準をつくるというようなもの。

2 番目が、国内における 1 日摂取量が多いもの。

3 番目として、使用の拡大が想定されているようなもの、この 3 つに該当するようなものについて優先的にリスク評価をお願いしたらどうだろうと考えているところでございます。

2) でございますが、それ以外のすべての物質につきまして、J E C F A、J M P R はもとより、諸外国において評価した結果をまとめたものを極力収集したいと考えているところでございまして、それらをまとめた形で、リスク評価計画ということで提出をさせていただきたいと考えていたところでございます。

次のページの 3 番目は、いわゆる対象外物質、ポジティブリスト制度の対象外にする物質でございます。これは、今、見ていただきましたように、品目の数としてはビタミンとかアミノ酸とか、ミネラル等が大部分を占めるわけでございますけれども、一部 E U の評価を引用しましたように、これらについても諸外国の評価結果等を集めたいと。

また、ミネラル、ビタミン等でございますれば、成書等があるわけでございますので、そういったものを集めたいと考えているところでございます。

4 番目が検査方法についての御意見を賜わっておるところでございます。

この検査方法につきましては、4 月にも御説明申し上げましたとおり、国立医薬品食品衛生研究所を中心に 15 年度から検討いただいております。

今、714 のうち大体 550 ぐらいについての検査法が固まってきたと聞いているところでございます。

まだ少し時間がございますので、引き続き御協力を賜わって、できるだけ多くのものがカバーできるようにしたいと考えているところでございます。

また、検討状況の公表につきましては、一度、昨年８月にやったところでございますけれども、昨年度の検討状況について、６月あるいは７月にも公表したいと考えているところでございます。

また、御意見の中でいただいております輸出国の農薬の使用状況につきましては、大使館を通じて市場の状況というのはなかなかつかまえませんで、認可の状況しかデータとしてはなかなか難しいんだろーと思いますけれども、大使館を通じて調査をしているところでございます。

５番目がリスクコミュニケーションの点について御意見をいただいております。これにつきましては、今年度のリスクコミュニケーションにつきましては、厚生労働省としては輸入食品の安全と農薬のポジティブリストというテーマで全国８か所で行うということを既に決定いたしておりますで、積極的にリスクコミュニケーションを図っていきたいと思っておりますし「食品安全委員会」はもとより、農林水産省あるいはいろんな関係団体との間の共催等で行われますリスクコミュニケーションについて積極的にやっていきたいと考えているところでございます。

６番目の今後の報告の点でございますが、先ほど申し上げましたように、私どもとしてはパブリック・コメントあるいはＷＴＯ通報のコメントが寄せられて、その回答をある程度準備した段階で、是非御報告をし、調査・審議をしていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御意見、御質問などがありましたらどうぞおっしゃってください。

どうぞ。

○寺尾委員 意見なんですけれども、たしか前回だと思うんですけれども、暫定基準の品目をもう少し絞ってくださいということをお願いしまして、714 になったんですけれども、まだこれは非常に数が多いですね。数が多いというのは、何に比べてかということ、欧米というか先進国の農薬の数に比べるとまだ多いということで、これは日本が非常に食料の輸入国だという特殊事情があるので、ある程度多くなるのはやむを得ないと思うんですけれども、いろいろな視点から見ればまだまだ絞れそうな気がするんです。

ただ、今、伺いますと、これでパブリック・コメントを求めて、しかもＷＴＯ通報もや

るんだという話なのでどうなるかわからないんですけども、もし更に絞ることができるということであればということなんですけれども、それが前提なんですけれども、いろいろな視点から絞っていただけたらありがたいと思うんです。

例えば、今回は、最初にまずリストに載せてしまって暫定基準を決めてしまって、それから安全性評価をしようという品目がかなりたくさんあります。評価をするために、いろいろなデータを出さなければいけないんですけども、もしかしたら古い農薬は、そういうデータがそろっていないというものがあって、評価ができないということが起こり得ると思うんです。

ですから、もう今の時点になったら、データ不足で評価ができないというものが、もしあらかじめわかれば、初めから削除してしまうという考え方もあると思うんです。

それから、この表を見ていますと、日本では既に農薬のリストから外したものがまた復活しているというところがありますね。例えば、DDTであるとか、パラチオン、それからメチルパラチオンもそうだと思いますけれども、そういうものが復活しているんですけども、せっかくこれは何か問題があるということで落として、また復活しているんですけども、これは落としたままでいいんじゃないかという気がいたしますので、いろいろな視点から見ますと、まだ絞り込めることが可能ではないかなということが考えられますので、もし、これから数を減らすことができるということであれば、そういう努力を少し続けていただきたいと思います。

以上でございます。

○寺田委員長 どうぞ。何かございますか。

○中垣基準審査課長 なかなかお答えするのが難しくて、先ほども御説明申し上げましたように、コーデックス基準がある、あるいは国内で認められている、あるいは米国、EU等で認められているというような一定のルールの下で基準をつくってきておると。これに全く違う物差しを入れたらどうだろうという御提案で、ある面で言うと画期的、ある面で申し上げますと全体の作業の上から言うと、なかなか今の段階で取り上げるのが難しいという点があって申し上げておるところでございます。

まず、暫定基準の数が多いか、少ないかという議論があるんだろうと思うんです。714の暫定基準をつくっておりますが、これは農薬と動物薬等を併せた数でございます。

農薬について、仮に集計してみますと、520程度になります。このうち、国内で登録が認められているのが、農林水産省によりますと、350だとおっしゃっておられますから、そういう意味では170程度国内で認められていないんですけども、基準をつくったという

ことになっているわけでございます。

一方、基準というのは、どうしても一律基準を 0.1 としておるようなカナダとかニュージーランドでございますと、0.1 以下の基準はつくらないということになりますので、品目は非常に少なくなってきます。

そういう意味では、0.01 を採用しているドイツが参考になるんだろうと思いますが、ドイツは農薬だけで 400 の基準がございます。400 のうち国内で登録しているのが 250 だと言われております。150 は外国のためにつくっていると。要するに国内で使われていないのが、ドイツで 150 、国内でざっと考えますと 170 程度というようなことを考えますと、役人でございますから、多いと言われたら反論せざるを得ないんでございますが、そういう点でございます。

もう一つ、データがないということがあらかじめわかるということは、確かに時間と手間、そういうのを惜しむべきではないという御主張もまたよくわかるわけでございますが、結果としてみますと、相当な時間がかかるんだろうと思います。

最後に、日本で農薬から外した、あるいは農薬登録を外したというものの取扱いというのは、ある面でいうとおっしゃるとおりのところがございます。

ただ、なぜそれらのものについて、例えば国際基準があるかということでございますけれども、食品としての基準を考えておりますので、蓄積性とか、あるいは農薬散布者の被害というような点というのは、食品の基準という点から申し上げますと、除外をして考えられておるところがございます。

そういう点で、農薬としての登録を考えていく上での視点というのと、食品基準というところから来る視点というのが若干異なっておって、そこに齟齬が生じておるということなんだろうと思っております。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 先ほどの 11 ページの 21 番の T E P P というのがありますね。これが特定毒物だから外したっておっしゃいましたね。

そうすると、パラチオン、それからパラチオンメチルと書いてありますね。メチルパラチオンだと思うんですけども、この 2 つは特定毒物に入らないんですか。

○中垣基準審査課長 正直申し上げて、今、ここで特定毒物が入る、入らないということの知識を持っておりません。恐らく、この分野の専門でございます先生がおっしゃるわけですから、そうなんだろうと思います。今、パラチオンの暫定基準だけ出ておるわけでございますが、これは現在も実は基準がございます。

それは、先ほど申し上げましたような食品に残留したときの問題としての安全性という観点から考えると。健康確保上の問題がないんだらうと。更には、米国、EUあるいはカナダにおいても、かなり広く基準がございますので、そういう点で、では何で特定毒物のTEPPをやめたんだと言われますと、これはたしかちょっと覚えておりませんが、どこかほんの少ししか使われていなくて、それについて聞いてみたら、どうもつくらなくても行けそうだというような特定毒物というのを全面に出しておりますが、いろんな事情を勘案した上でやらせていただこうと。

○寺田委員長 どうぞ。

○見上委員 意見というか、お願いなんですけれども、動物用医薬品だとか、飼料添加物については、一定の休薬期間が設定されていることによって、食肉に残留しないというような考慮がなされていて、ADIの設定がされていないものが多くあると思うんです。

それで、最終案では、これらについて、残留基準値として定量限界値や無視できる値として設定された値も含めて数字が入っているわけでございますけれども、参照した値の設定根拠なんかを明確にしてもらったいいんではないかと、そのように思っております。よろしく願います。

もう一個、公定検査法が仮に確立された場合には、当該検査法によって残留が認められないこととするなど、扱いを再検討しないと混乱が出てくるんじゃないかと思うんですけれども。

要するに、従来の検査法で決めていって、新しい検査法を確立した場合、どちらの検査法とか、そういう意味で混乱が生じないように、是非よろしく願いたいと思います。

以上です。

○中垣基準審査課長 まず、最初の定量限界並びにその設定根拠についてお答えをしたいと思います。

国内で動物薬について国内で承認されておるものについての情報というのを農林水産省からの課長名で通知をいただいております。

その通知は、すべて審議会の場で公開、あるいは私どものホームページで公開しておりますので、そういう意味では情報としては外に出ておるわけでございますが、よりわかりやすい形で整理できるものについては時間をかけて整理したいと思います。

2番目の公定検査法の問題でございますが、これは公定検査法をつくるときの問題でもありますし、公定検査法をよりいいものに変えていくときの問題でもあろうかと思えます。例えば、進路が変わるとか、回収率等が変わるとかというようなことになれば、当然のこと

ながらそれを変えなければならない事態というのもあるんだろうと思って、その点については留意をしていきたいと思っています。

○寺田委員長 どうぞ。

○坂本委員 2次の御報告のときに比べて、随分公定検査法の数が進んでおられるような感じでお受けしたんですけれども、暫定基準だけ設定されているものについては、公定検査法がなければ、実質的な管理ができないということになって、740のうち550が今回の御報告では検査法が固まっているというお話を伺いました。これを確認することと同時に、こういう両者の整合性が取られるように、是非管理していただきたいというお願いです。

○中垣基準審査課長 申し訳ございません。550の話はよく聞いて、先生から確認と言われましたので、私も担当に確認をしております、それは間違いはないということでございます。私のメモにもそう書かれておりますので、そういう意味で間違いないと思います。

○坂本委員 ですから、残りの200あまりのものについてはこの期間中に完成される御予定なのかどうか。

○中垣基準審査課長 極力やっていきたいと思います。ただ、正直申し上げて難しいものばかりが残っているわけであります。

よって、それを確約できるかと言われますと、いかな私でもなかなか、そこは引き続き努力をしてみたいと。

正直申し上げます、アメリカ、ヨーロッパを中心とした検査法あるいは法を基に検討してきておるわけでございますが、そちらの方にも確定したものがないというものが残ってきておるわけでございまして、精一杯お願いをしておるところでございます。

○寺田委員長 ほかにどうぞ。

○小泉委員 一律基準の問題なんですけれども、人の健康を損うおそれのない量として、1.5 $\mu\text{g/day}$ というところから食品摂取量を150 gとして設定されておりますが、例えば飲料水なんかの場合には、やはり150 gということはありませんでしょうし、1 L以上摂取するだろうということ。

それから、もし飲料水の場合には、普通の食事のときではなくて、のどが渴いたとか、空腹時に摂取することが多いだろうと思いますので、やはり腸管吸収率も高いだろうということで、やはり飲料水については、ほかに何らかの考え、配慮なんかをされた方がいいのではないかと思います。

○中垣基準審査課長 一律基準と飲料水、飲料水ですから食品衛生法的に申し上げますと、ミネラルウォーターであるとか、あるいは清涼飲料水というようなものに当たるんだろう

と思います。

確かに先生おっしゃるように、150 g というのが 1 つの目安にして議論をしてきたところでございます。

ミネラルウォーターあるいは清涼飲料水についてどう考えるかということでございますけれども、基本的には水道水との関係でここは論議をしていくんだらうというふうに考えております。

そういう意味で基準としては、WHO の水道水のガイドライン、これがミネラルウォーターのコーデックスの基準でも引用されておりますので、WHO の水道のガイドラインを参考に基準を設定しております。

その案が資料 2 - 2 の 50 ページにあります。

WHO の水道の飲料水のガイドライン、これでまず暫定基準をつくると。恐らく小泉委員がおっしゃっているのは、ここまではいいんだと。これに載っていないものについてどうするのかということだらうと思いますが、ミネラルウォーターあるいは清涼飲料水について、諸外国に例えばポジティブリストをやっている国においても、例えば一けた下を適用しているというようなことというのは、ちょっと情報としてございませぬし、先生方は検査法の専門家でもありますから、私が言うのもあれですが、極性の問題はなかなかはかりにくい点もあるんだらうと思いますし、その点につきましては、今、直ちにここで御返答をするだけの余裕がありません。申し訳ありません。引き続き審議会の意見を聞いてみたいと思います。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 私は農薬の専門家ではないので、大変素朴な御質問をしたいんですけれども、今、特に中国の野菜です。日本が輸入している野菜の 6 割が中国から来ているんですけれども、その農薬の残留基準も最近ようやく少しできてきたという話は聞いていますが、完全ではないと。

それで、農家の人も、つまり瓶にいろんな使い方が書いてあっても、大体その 2 割ぐらいの農家の人は字も読めないものですからわからないわけです。それでどうしても適当に使ってしまうということで、そういうのが日本に入ってくることが消費者の間では非常に懸念されているわけなんですけれども、この 714 ですか、まだ大分多いという話がありましたけれども、714 という農薬で、一応日本でポジティブリストをつくれば、一体どんな農薬が使われているかわからないような国から入ってきたものも規制されるというふうに考えていいのかどうかということ。

それからそれと関連するんですけれども、やはりアメリカとか、カナダとかオーストラリアというのは、何といったって、それはきちんと国内でも安全性を考えて、それから農薬を使う人の健康も考えて万全の対策を取っているわけです。やはり途上国の状況というのは、非常にわからないんです。不安だし、そういう点での情報収集みたいなことを積極的にやっていただけるとありがたいなと思うんですけれども、ちょっと非常に初歩的な質問で申し訳ないんです。

○中垣基準審査課長 先生御指摘の中国あるいは途上国において、どのような農薬が使われているかと。また、その規制が徹底されているのかというような点が1つの問題意識として我々も共有していますが。

逆に申し上げますと、その問題意識があったからこそ、ポジティブリストの世界を導入しようとしているわけでございます。言うまでもなく、暫定基準を含んだ基準と一律基準、この両者ですべての農薬をコントロールしようというのが今回のポジティブリストでございますから、制度的にはそれで向き合わないということになるんだろうと思います。

2番目の途上国あるいは中国で使われておる農薬、また検査体制の問題でございます。日本に入ってきている野菜の、具体的な数字は知りませんが、かなり多くのパーセンテージというのは、日本の資本あるいは中国の資本でもかなり大きな農場で、ある程度管理されたところで栽培されておると認識しております。勿論、それ以外にマーケットで買ってくるようなものがあるんだろうと思います。

管理されているところについては、そこでもハウレンソウのクロルピリホスみたいなことを考えてみると、クロルピリホスをいつ使っているのか、日本が経営しておる方に聞いてもわからないということをおっしゃっておられるところもありますから、そういう意味では管理しておるといっても管理の度合があるんだろうと思いますが、その問題はあるにしろ、かなりコントロールされているんだろうと思います。

また、我々としても中国あるいは東南アジアを始めとした途上国に人を送り、チェックをし、情報を持ってくるようにしていますけれども、いや、だからこそ今回もまた来年度に向けて予算要求をして、そういう調査団を派遣できるようなことを考えておりますけれども、今後とも努めてまいりますということで御勘弁いただければと思います。

○寺田委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○本間委員 簡単なことですが、作業はこれからも続くわけでございますけれども、こういう基準値を今まで御覧になっていて、従来の値と比べて、例えば2けたぐらい

動くようなものなんていうのはあり得るんですが。

○中垣基準審査課長 従来と申しますか、食品衛生法に基準が前からあるものについては、もう基準は改正いたしませんので、食品衛生法の中で、従来ある基準を緩和するとか、厳しくするという事は起きません。

ときどき誤解が生じるのは、環境省がつくっている登録保留基準というのがあります。これは国内で農薬を登録するときに、国内の農薬の使用方法に基づいてつくられた基準でございます。その環境省の基準に比べると緩くなる場合も厳しくなる場合もございます。

先日、国会で指摘されたのは、今つくろうとしている基準ではございませんが、平成４年につくった基準でございますけれども、国内では普通に田んぼで使われるということを前提に基準がつけられている。

ところが、例えばアメリカ、あるいは国際的には小麦を船で運ぶときに、そのときの殺虫剤として使われていると。いわゆるこれがポスト・ハーベストと言われるものです。

そうなりますと、基準残留量が増えてくるということで、国内の登録保留基準に比べて、アメリカあるいは国際基準を基につくった食品衛生法の基準というのは、大幅に緩和したんではないかというようなことが言われたことがございます。

それと同じようなことというのは、厳しくなったものについても緩くなったものについても今回の暫定基準の中にもまたあると考えております。

○寺田委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。WTO通報自体は、厚生労働省リスク管理機関としてそちらの責任で行うものでありまして「食品安全委員会」としては口を挟むものではありませんけれども、今後、厚生労働省の方で策定することになりますリスク評価計画につきましては、本日の委員の先生方からの御意見を踏まえての対応をよろしくお願いいたします。

特に暫定基準につきましては、再点検をしていただいた結果、ある程度の絞り込みをされましたもの、ちょっと話がありましたけれども、ドイツの例などはございますけれども、やはりまだちょっと多いような感じもしますので、できればもう少し絞り込みができればという話でございます。

暫定基準とはいえ、将来これが削除されるようになりますと、更に混乱が起きるので、必要以上に数を増やすのはいかかとも考えますが、一生懸命やっておられるんだということはよく認識していますけれども、更に努力をお願いしたいということであります。そこでいろんな混乱が起きないようにということであります。

検査基準も先ほどお聞きしまして、随分と数が増えてできるようになって、残っているのは難しいのばかりだとお聞きしました。これも告示の案の作成に向けてお願いしたいと思います。

リスク評価計画には、評価すべき物質すなわち、暫定基準を決める物質と優先的に評価する物質はどのぐらいの期間をかけて評価するかが明確になればありがたいなと思っております。暫定基準についてはできるだけ早く評価を終えて、食品の安全性の向上を図ること、これは当然でございますが必要でありますし、このために厚生労働省から改めて個々の物質ごとに諮問していただいて「食品安全委員会」において評価を行うこととなりますが、このように多くの物質を評価するとなると、評価方法につきましても検討しなければならないということになります。

場合によりましては「食品安全委員会」の体制も、このために整備する必要があると思っておりますので、例えば3年を目途に評価を終了させると仮定した場合、どのような評価の手順で、どのような工夫ができるかということ、こちらの事務局の方ですけれども、原案を作成してもらって、またこの場で審議するということにしたいと思っておりますが、いかがですか。

要するに、期間という問題がありますので、事務局の方でよろしく願いいたします。

それでは、事務局におきましては、今後の評価方法等の検討をお願いします。また、本日、委員会から要求のありました資料につきましては、8月、9月ごろにリスク評価計画の審議を行うこととなりますが、そのときにはまた改めて説明をお願いすることになります。

これで農薬等に関しますポジティブリストに関する議事を終わります。どうもありがとうございました。

○中垣基準審査課長 どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○寺田委員長 それでは続きまして、先日、パリで行われました第73回国際獣疫事務局(OIE)総会の概要につきまして、農林水産省より報告があります。

本件につきましては、国内のBSE対策の見直しの答申を行う際に、農林水産省に対して国際的にも我が国の考え方を明らかにしていく旨お願いしたところでございます。今回、その結果を伺うこととなりますが、農林水産省の釘田衛生管理課長、よろしく願いいたします。どうも御苦勞様でした。

○釘田衛生管理課長 それでは、早速でございますが、お手元の資料3に基づきまして、

第 73 回国際獣疫事務局（O I E）総会の概要について報告させていただきます。

まず、資料の裏の方から御覧いただきたいんですけども、これはO I EのB S Eコード改正案に関する我が国のコメントでございます。

このコメントは、O I Eの事務局から今回改正案が示されました後に、農水省、厚生労働省共同で専門家との意見交換、あるいは消費者との意見交換を今年の4月に行いました。

そこで出された意見も踏まえまして、5月10日にこういった内容のコメントを作成いたしまして、O I E事務局へ提出しております。その内容は、農水省のホームページに詳細に掲載されております。

その後、総会自体は、先週でございますが、5月22日から27日まで開かれております。

私どもは、このコメントを提出しました後に、関係国に対して、日本のコメントを送付するなど、あるいは総会が始まる前に、E U等へは少し早めに1人出張者を送りまして、幾つかの国との意見交換などをやりました。

また、会議の会期中にも従来から付き合いのある国との意見交換を通じまして、日本の主張を理解していただくように働きかけをしてきたところであります。

この内容を簡単に御説明させていただきます。

今回の改正案のポイントとしましては、大きく4つございまして、その中で「1 無条件物品の追加」、ここが一番議論を呼んだところでございます。これは昨年は安全物品という言い方をしまして、安全に貿易できるというような定義をしようとして、これにも日本は反対しまして、そういう記載にはなりません。しかし、現在のコードにおきまして、B S Eに関連したいかなる条件も要求すべきでない物品というものが掲げられてございまして、これは従来から牛乳、乳製品ですとか、牛の精液、受精卵、あるいは皮、こういったものについてはB S Eに関連した条件は要求しなくても貿易ができるという物品として記載されております。

それに対して、今回の事務局の提案によれば、骨抜き牛肉を追加したいということだったわけですけども、この提案に対しましては、私どもは以下の理由から支持できないとして反対する考え方を明確にいたしました。

2つのことが書いてございますけれども、まず、B S E感染牛に由来する牛肉は、骨が除かれていても、異常プリオンに汚染されている可能性があり、フードチェーンから排除すべきであると。

このような考え方は、O I Eコード自体の中にもありますし、また96年にW H Oの勧告がなされております。そういったものとの整合性がないことからしても問題であるという

指摘をしたところであります。

もう一点は、BSE検査の結果、陰性である牛、BSEには感染していないであろうという牛由来のものであっても、SRMの除去に当たっては汚染防止措置が実施されることが必要であると、こういう点をOIEの事務局に提出したところでございます。

それから、2つ目はカテゴリーの簡素化、これも非常に大きなテーマでございますが、従来、BSEのコードでは5つのカテゴリーがあったわけですけれども、これを3つにしていこうという提案でございます。

これは、昨年の総会時に、方向性として各国支持しておりまして、方向は大体決まっております。細かな規定ぶりが今回議論される予定となっております。

これについては、きちんとしたリスク評価、それからサーベイランスが実施されるべきであるということが一点。

それから、カテゴリーに適用されるリスク管理措置、これは輸入国が適切なリスク評価に基づき実施しているリスク管理措置を認めるべきであるという輸入国としての立場を指摘したところでございます。

3点目ですが、SRMの変更につきましては、(1)はちょっとわかりにくいんですが、コードが毎回毎回修正されることによりまして、牛由来の産品の中で、いわゆるSRMとしてフードチェーンから除去されるものもありますし、またリスクの程度に応じたリスク軽減措置を取れば貿易できるというカテゴリーもありますし、更に、今回のように何ら条件がなくても貿易できるというカテゴリーもあるわけです。

ですから、こういった基準に基づいて無条件物品、あるいはSRMのような禁止物品、その中間にあるもの、そういったものをどうやって分けていくのか、基準なり定義を明確化するべきであるという指摘をしました。

もう一つは、SRMは、部位と月齢によって定義されておりますけれども、今回、5つのカテゴリーを3つにするに伴いまして、一部のカテゴリーで、従来、12か月齢以上とされていたところが、30か月齢以上に定義が緩くなるおそれがあるということを指摘しておりまして、その点は支持できないということ。

それから、腸につきましては、これも昨年の総会で大きな問題になったところでございますが、昨年、従来回腸遠位部とされていたSRMの定義を腸全体に広げた経緯がございまして、日本はこれに反対した上で、多数決で昨年は採択されてしまったんですけれども、それについては科学的な根拠が不十分ということで、継続して検討してほしいということのを要請していたところなんです、その結果として、今年はまた元に戻るという事務局の

提案がなされております。これは当然でございますが、日本としては支持をしたところで
す。

最後のサーベイランス基準の見直しでございますが、これにつきましては、ヨーロッパ
のこれまでの B S E の発生、あるいはサーベイランスの結果、蓄積された豊富なデータを
基に、今回、1つの考え方が示されているんですけれども、科学的な根拠、統計的な根拠
が不明確な部分がございます、今回採択するには時期尚早であると。もう少し議論を深
めるべきであるということ。

(2) も同じような観点から、統計学的に十分な根拠が必要であると。それについては
日本としてもこれまでの全頭検査あるいは死亡牛検査の結果として、データの蓄積がなさ
れておりますので、今回、残念ながら具体的なデータとしては私ども、ちょっと間に合わ
なくて出さなかったんですけれども、日本としても今後の検討に資するようなデータを提
供する用意があるということを申し上げたところでございます。

以上のような改正案、及びそれに対する我が国のコメントを出していたところでござい
ます。

表の方に移りまして、今回 B S E のコード改正も大きなテーマになったんですが、これ
以外にもたくさんの議題がございます、結果から申し上げますと、B S E の改正案に関
する議論についての時間が不十分ということで、①だけは議論されました。それで日本の
主張も通る形で事務局提案が修正されて採択されたわけですが、実は②、③、④、その点
については審議する時間がないということで、今回は何ら審議はなされませんでした。

その上で、ほぼ事務局提案のまま、今回は採択されました。しかしながらこれらについ
ても各国いろんなコメントを出しておりますので、そういった点については、今後1年間
専門家の検討を踏まえて、来年もう一回審議したいということを事務局長が言った上で、
全体パッケージで採択されたということになっております。

それで、問題の「①無条件物品の追加」に関する議論でございますが、事務局の当初の
提案によりますと、骨なし牛肉については、ピッシング等を行わないと。あるいは圧縮空
気を用いたスタニングを行わない。そういった若干の条件を付しただけで、貿易できる
という考え方になっていたんですけれども、これに対して、私どもは先ほど申し上げたよう
な、ここで言いますと、上の2つ「患畜や疑わしい牛由来でないこと」「S R M の除去に
よる汚染防止がなされていること」。この2つを強く主張いたしました。

最後の30か月齢以下の牛由来というのは、実はこれはE U が強く主張したものでござい
まして、E U の提案の背景には、途上国対策というのがございます。特にE U は従来から

アフリカの一部の国から牛肉を輸入しているようなんですけれども、そういった国は残念ながらサーベイランスも恐らくやっていない、リスク評価もできないといったような国でございまして、しかしながらＥＵとしてはこういった条件を課せば、骨抜き牛肉は輸入できると考えているようございまして、こういう条件を途上国のために入れていきたいというかなり強い主張がございました。

こういった主張について、総会の場で各国意見を述べたんですが、私どもの日本の主張に対しましては、アジアの国々からかなり広範な支持がございまして、それに加えてＥＵは少し条件の内容は違うんですが、やはり条件をもう少し強化すべきという点ではＥＵも同じ方向での主張をしたということでございます。

一方で、アメリカなり豪州、ニュージーランド、そういったところは事務局の原案でいいのではないかと主張をいたしました。

そういった議論をした後に、事務局で調整案を作成いたしまして、最終的には、アジアの国々がかなり日本の立場を強くサポートしたということもございまして、日本の主張、あるいはＥＵの主張も取り込んだ形で修正がなされまして、ここにある条件を追加したものが採択されたということでございます。

例えば②に、３区分の名前が無視できるリスク、管理されているリスク、不明なリスク、呼び方が少し変わったとか、微修正がございすけれども、基本的には事務局の提案のまま採択されております。

無条件物品に、そういった形で骨なし牛肉が追加されたことの意味というのを改めて御説明したいと思うんですが、私どもは、こういった条件を課すことによって、従来ＢＳＥコードの中に含まれていたカテゴリーごとのリスク軽減措置というのがあるわけですが、従来求められていた条件とほぼ同様のものをここに盛り込むことができましたので、タイトルは無条件物品ということになっておりますが、実は条件がたくさん付いた無条件物品ということでございまして、実態としてはほとんど変わらないと考えております。

ただし、もう少し細かく言いますと、ここの無条件物品に記載されていない物品は、カテゴリーごとのリスク軽減措置を取る必要が出てまいります。そうしますと、今度の３つカテゴリーで言いますと、１番目のカテゴリー、つまり清浄国にとっては、これは特別なリスク軽減措置は取らなくても輸出できるわけです。ですから、一部の国はそれを心配しました。

例えば、豪州、ニュージーランドのような国も３０か月齢以下でないと輸出できなくなるのかというような質問をしておりましたが、実はそういうことではなくて、一番目のカテ

ゴリーの国は、もともと何らの条件も要らない。ここに書かれている条件も、ほかの条文で免除されておりますので、それは不必要になります。

第2カテゴリーの国、管理されているリスクの国ということになりますが、その国は従来からここに記載されているのとほぼ同様のリスク軽減措置を求められていたので、ほとんど従来と変化がないと。

問題といたしますか、意味がありますのは第3カテゴリー。ここで言いますと、不明なリスクの国、こういった国につきましては、実は骨付きの肉についてもう少し細かな条件が幾つか付いております。それが今回骨を抜くことによって免除されるという形になりました。

したがって、今回の無条件物品に骨なし牛肉が追加されたことによって、メリットを被るのは第三カテゴリーの国、つまり多くの途上国ということになるかと思います。あるいはリスク評価を自ら実施しないような、サーベイランスを実施しないような国、そういった国にとってはメリットがあるということになるかと思います。それが、今回の無条件物品の追加の意味であろうと思っております。

これに関しまして、OIE総会終了直後でしょうか、あるいはまだ終わっていないときだったかもしれませんが、米国サイドからはこういった新しい改正がなされたことを評価して、これにより貿易が促進されることを歓迎するといったようなコメントがなされているように聞いておりますけれども、途上国が輸出しやすくなるという意味ではまさにそのとおりなんですけれども、例えば、今、別途日米の二国間で協議しております協議の内容についてはどうかと言われれば、これは日本のような国あるいはアメリカのような国については、従来と何ら条件が変わっていないわけですから、そこは何ら影響はないというのが私どもの理解でございます。

ほかの部分は、先ほど申し上げましたように、今回は特に議論せずに、来年の総会でまた改めて審議されるということになっておりますので、今後引き続きこの点については私どもも検討していきたいと思っております。

最後に、これはOIEのコードの改正論議で、いつも感じることでございますが、OIEのコード改正というのは、いろいろな分野ごとに、あるいは疾病の種類ごとに世界各国の最先端の研究者、専門家を事務局長が指名して、その専門家の間で議論して、たたき台がつくられます。

ですから、基本的にはそういう科学的な知見を踏まえた改正なり、新たなルールの作成というのが行われておりまして、総会の場でも各国いろんな立場でいろいろな主張をいた

しますけれども、そういったことも科学的な裏づけがないとなかなか通り難いという面がございます。従って、でき得れば、そういう事務局長が指名してたたき台をつくる段階に専門家を参加させるというのが一番実は大事なことでございます。

従来から B S E についても疫学の方の専門家を日本からも送っているんですけれども、ほかのいろんな問題も併せまして、もう少し日本の研究者、科学者が積極的にそういった場に関与することが非常に重要だということを改めて感じているところでございます。

以上、御報告させていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問などございましたら、どうぞ。

○見上委員 1つははっきり理解しておいた方がいいんじゃないかと思って質問するんですが、日本府としてのコメントを O I E の会議の前に提出したときに、B S E 感染牛またはその疑いのある牛と、感染牛という言葉を使っているんです。

ところが、一部の新聞もそうでしたし、今、課長の説明でも裏の方の、実際に O I E の総会の概要を説明してくださったときは、患畜や疑わしい牛という言葉をお使いになっているんです。

その辺が、将来混乱が起きないような形で、ちゃんと日本の国民に知らせないと、O I E で修正された英語の文章は感染牛という言葉ではなく、患畜という言葉を使っています。日本語では感染牛、英文では患畜使い分けるのはどうかと思います。今、ここで課長からお答えをもらう必要はないかもしれないけれども、是非混乱させないようにしてください。

いろいろ日本語を英語に直したときの言葉で従来相当混乱があった面もなきにしもあらずだと思いますので、その辺を是非よろしくお願いしたいと思います。

○寺田委員長 どうぞ。

○釘田衛生管理課長 今の御指摘の点については、私どもの考え方は非常にはっきりしておりまして、これは、すべてのことについて言えると思いますが、各国の保護の水準というのは異なるわけです。従って、患畜あるいはそのおそれのある牛というのをどうやって定義するかということは、それぞれの国が国内でどういった措置を取っているかということによるわけです。

ですから、ある国は、極端なケースで言いますと、臨床症状を示したものをだけを排除すればいいと。実際に国内の対策としてもそういう措置しか取っていないという国はそのレベルでしか相手国に要求できないということです。

日本のようにスクリーニング的な検査をやった上で排除しているという国はそれを海外

にも主張できるということだと思います。

ただし、それが科学的に根拠のあるものでなければなりません。科学的に説明のつかないものを単なる貿易を阻害するためにやるということは認められないわけですが、それが科学的に根拠のあるものである限り、そういった保護のレベルを日本は高いところでやっているわけですから、そういうことが認められることとなると理解しています。

ですから、そこをコードの中で厳密に定義するというのは、各国をそれで拘束する側面が出てまいりますので、なかなか難しいと。それは保護の水準がそれぞれ国によって違うということを反映して、こういう記述ぶりになっているというのが私どもの理解であります。

○見上委員 二国間で、そういう水準の違いというのはすごく理解できるんです。そういう意味ではなくて、O I Eのコードというのは、確かに細かく詰めれば詰めるほど、それぞれの国の考え方のパッチングがあって、それができないからこういうふうな言葉を使ったと思うんですけれども、国内向けと、要するに現在問題になっている貿易のことは一切抜きにして言っているんです。

これは国際的なコードですから、それをはっきり、いや実は日本はこうやって、O I Eのコードがこういう言葉を使っているけれども、日本のスタンスは、これは感染を意味しているんだというような説明を国民にしないと、非常に将来コンフューズするんじゃないかと、それを危惧して言っているんです。

○寺田委員長 どうぞ。

○釘田衛生管理課長 まず日本は、今、まさにお話のあったような主張を従来から行っておりますし、今後も変わらないと思います。

それから、O I Eコードというのは、W T OのS P S協定に基づいてつくられている検疫措置に関する国際的な基準でございますので、これはまさに貿易に際しての基準であります。その貿易というのは二国間で行われるわけです。ですから二国間で具体的には、このコードを参考にしながら二国間で条件を決めてくださいと、そのための基準なわけです。

ですから、まさにコードは世界全体に示されて、一定の標準的な姿を示しておりますけれども、貿易というのは二国間でしか行われなないわけですから、それは個別の話として、これと全く同じということではなくて、それぞれの国の事情によって条件が設定されるということになるわけです。

○寺田委員長 ほかにございますか。大変根本的な話なんですけれども、資料3の上に「以下のとおり採択された」と、採択されたということは、実際に了承されたことですか。②

以下④までは時間がなくて議論ができなかったというけれども、採択されたのは全部パッケージで採択されているわけです。それはどういう意味なのかわかりにくいんですけども。

○釘田衛生管理課長 実は、今、御指摘のとおりでございまして、採択されたんですが、十分議論もしていない点がたくさんあります。あるいは、サーベイランスについてはまだ空欄の部分がございまして、これは来年まで検討しますという部分もございました。

したがって、私どもは実はそういった未完成なもの、あるいは議論していないものを採択するというのは、いかにパッケージとはいえ問題があるということで、その手続論については反対をいたしました。

しかしながら、OIEのルールというのは、一応マジョリティーで採択できることになっておりますので、10か国前後が反対をしたんですけども、賛成多数で採択をされまして、一応これは形式的には発効しております。

しかしながら、サーベイランスもまだ十分な形ではできておりませんので、これを今すぐに運用するというのは、なかなか難しい面があると思います。つまり、3つのカテゴリーにある国を、例えば第一カテゴリーに評価できるかどうかといいますと、今すぐには難しいだろうと思います。

ですから、来年改めて審議をするということにもなっておりますし、実質的には1年間の先送りのような感じになるんだろうと思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

もう一つ、さっきの見上委員からの質問にちょっと関係することなんですけれども、患畜や疑わしい牛由来でないことと書いてあるんですけども、インスペクションをすることと書いてあって、このインスペクションという意味はどういうことなんでしょうか。

○釘田衛生管理課長 これはと畜場における、通常はと畜検査員による生前検査、生後検査を意味していると思われます。一般的には、通常のBSEについて言えば、そういう臨床的な症状を示していないかどうかを見るということになるだろうかと思います。

ただ、日本の場合は、と畜場法においてと畜場のBSE検査が生後検査の中で含まれているという事情もございまして、その範囲をどこまでとするかというのは、これもちょっとあいまいな面になりますけれども、ある意味では国ごとに範囲も若干異なるのではないかと思います。

○寺田委員長 ほかに、どうぞ。

○小泉委員 ちょっと単純な疑問を感じているんですが、①に「SRMの除去による汚染

防止がなされていること」と書いてありますね。ところが、 は 30 か月を超したものと書いていますね。

ということは、例えば 26 か月であれば、S R M 除去をしていない牛からの骨なし肉は輸入できるということですか。

○釘田衛生管理課長 骨なし肉になりますと、そもそも S R M は入りませんので、そもそも骨なし肉というのは S R M に該当しないという意味では、既に除かれているわけですが、問題は除去するときに汚染防止対策をきちんと取りなさいということです。主には神経組織です。神経組織による汚染が起きないように適切な除去をしないさいということがここで書かれているわけです。

その際の S R M というのは、まさに③で定義されている S R M でございますので、これはカテゴリーによって月齢がちょっと違うんですが、例えば第二カテゴリーでありますと、30 か月齢以上の神経組織が S R M となっておりますので、今、例として出された、例えば 26 か月の牛の神経組織というのは S R M には該当しないことになります。

ですから、そういう意味でぎりぎり言えば、それは S R M ではありませんから、特段の汚染防止対策は取らなくてもいいという変な解釈になろうかと思います。

○小泉委員 ということは、30 か月以下の S R M は S R M ではないということなんですね。

○釘田衛生管理課長 そうです。

○小泉委員 わかりました。

○寺田委員長 よろしゅうございますね。ではほかにございますか。

それでは、どうもありがとうございました。O I E の総会で大変御苦労なさったと思います。本当に感謝しております。

また「プリオン専門調査会」の方からも要請がありましたので、また御苦労ですが説明を願うことになると思います。

また、国内の B S E 対策の見直しの答申につきましては、既に英語に訳しまして、ホームページに掲載しておりまして、ちょっと役に立ちましたか。

○釘田衛生管理課長 済みません、申し遅れましたが、事務局からも総会に参加していただきまして、英訳された報告書を関心国に配付させていただきました。どうもありがとうございました。

○寺田委員長 答申の英語訳を出しまして、中間報告はもっと前に出してありますけれども、これからやはりいろんなところで海外向けの情報提供に私どもも努力しますので、農林水産省におかれましては、引き続き機会をとらえて我が国の B S E 対策、あるいは現在

進行中のものも含めまして、国際的な理解を深めるようお願いいたします。

おっしゃいました専門家の最初のところに入るということは、やはり日本の学者が呼ばれなかったらしょうがないんですけれども、そういう情報をできるだけ国際的な論文の形に出していただくように、こんなところで言うてもしょうがないんですけれども、是非やらないとなかなか論議ができないという感じがしております。

どうもありがとうございました。御苦労様でした。

次に「食品安全委員会」の5月の運営につきまして、事務局から報告をお願いします。

○ 小木津総務課長 それでは、資料4に基づきまして「食品安全委員会」の5月の運営について御報告いたします。

まず1ページ目でございますが「食品安全委員会」の開催状況について御報告いたします。

93回会合が5月6日に開かれまして、添加物ヒドロキシプロピルメチルセルロースにつきまして評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、添加物ナタマイシンについて検討をし、その結果を厚生労働大臣に通知いたしております。

また、土壌残留に係る登録保留基準の見直しについて、意見・情報の募集の結果を踏まえて、その結果を環境大臣に通知いたしております。

また、我が国におけるBSE対策につきまして、意見募集の結果を踏まえまして、その結果を厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しております。

その下でございますが、動物用医薬品、ここに記載の医薬品につきまして、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、4月の運営報告がございました。また、食の安全ダイヤル4月分について報告がありました。

続きまして、94回会合が5月12日に開催されておりますが、記載の特定保健用食品3品目につきまして、その評価結果を厚生労働大臣に通知しております。また、農薬ジノテフランにつきまして、意見・情報の募集に着手することを決定いたしております。95回会合が5月19日に開催されておりますが、記載の動物用医薬品2品目につきまして、その評価結果を農林水産大臣に通知しております。

2ページにまいります。その下でございます。調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することについて、その評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

また、動物用医薬品記載の医薬品につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手す

ることを決定しております。

また、BSEの確定診断の結果につきまして、厚生労働省からの御説明を受けております。また、食品健康影響評価技術研究について報告をいたしております、特に研究運営委員の構成について御議論いただいて決定していただいております。

続きまして、96回会合が5月26日に開催されておりますが、ここでは評価要請の案件といたしまして、現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国の牛肉、肉の内臓を食品として摂取する場合のBSEに関するリスクの同等性についての諮問、また同じ内容のカナダからの輸入牛肉についてのリスク評価につきまして諮問がございまして、それにつきまして厚生労働省、農林水産省から説明を受けています。

また、ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装について、その評価結果を厚生労働大臣に通知いたしております。農薬カズサホスにつきまして意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また「企画専門調査会」に対しまして、調査・審議を求める事項3点につきまして決定しております。4月分の食品安全モニターの報告がございました。

また、食品健康影響評価技術研究の運営委員会の一部未定でございました運営委員会の構成員につきまして決定いただいております。

以上が委員会の運営状況でございます。

3ページにまいりまして専門調査会の運営でございます。

「緊急時対応専門調査会」の11回会合が5月10日に開かれておりまして、フレデリック・アンギュロ博士による講演が行われました。

「添加物専門調査会」の21回会合が5月17日火曜日に開催されています。一部訂正する点がございます。「『ナタマイシン』について」という2つ目の記載は削除していただきたいと思っております。そこはちょっと余分な記述になっております。間違っておりますので、削除させていただきます。

続きまして「農薬専門調査会」の30回会合が5月25日に開催されておりまして、2つの品目について検討されております。

また、その下でございますが「動物用医薬品専門調査会」が5月13日に開催されております。記載の案件につきまして検討いただいております。

また、その下でございますが「プリオン専門調査会」。こちらは5月9日には肉骨粉の焼却灰等についての検討、そして我が国のBSE対策の見直しに係る健康影響評価結果に

ついて「食品安全委員会」に報告し了承され通知したことについて報告をしております。

また、5月31日には、肉骨粉の焼却灰等については国民からの意見情報の募集を行うことについて「食品安全委員会」に報告することを決定しております。

また、先ほど御説明いたしました米国、カナダからの輸入牛肉についての検討がなされております。

その下でございますが「遺伝子組換え食品等専門調査会」。5月30日に記載の5品目について検討がなされておりまして、②と③につきましては、意見・情報の募集を行うことについて、委員会の方に報告することを決定しております。

また、その下でございますが「新開発食品専門調査会」。5月23日に開催されておりまして、特定保健用食品3品目につきまして検討され、①と②につきましては、意見・情報の募集を行うことについて委員会にお諮りすることになっております。

続きまして、その下ですが、意見交換会等の開催でございます。5月11日に開催された案件でございますが「- 米国における食品媒介疾患と薬剤耐性菌の現状と最新知識 - 」と題しまして、フレデリック・アンギュロ博士、米国の疾病管理予防センター所属でございますが、講演をいただきまして意見交換を実施しているところでございます。

以上、5月の運営について御報告いたしました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか質問などございますか。ないですね。

それでは、続きまして「食品安全総合情報システム」の一部運用開始につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは「食品安全総合情報システム」の一部運用開始につきまして、資料5に基づきまして御説明させていただきます。

「食品安全委員会」が平成16年度から3年間かけまして構築中の「食品安全総合情報システム」のうち「食品安全委員会」が収集した国内外の食品安全関係情報のデータベースを6月1日、昨日から公開しております。

この食品安全データベースに掲載している情報は、世界保健機関、国際獣疫事務局などの関係国際機関、それから欧州食品安全機関、米国食品医薬品庁などの政府機関による公表情報を「食品安全委員会」の情報・緊急時対応課で仮訳・要約したものでございます。これらの情報については、時期別、地域別等の項目指定による検索及び情報に含まれる文字による検索が可能となっております。

ここで、コンピュータのスクリーンを見ながらアクセスの仕方、検索の仕方について御

説明させていただきます。

まず「食品安全委員会」ホームページのトップページに、今回「食品安全総合情報システム」のコーナーが追加されております。このタイトル文字をクリックいたしますと「食品安全総合情報システム」の公開Webシステムメニュー画面が表示されます。

この画面におきまして「食品安全総合情報システム」のデータベースに関する注意事項を記載しております。資料5の四角のボックスの中に記載されておりますけれども、まずはこのデータベースには「食品安全委員会」が収集した食品安全に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を掲載しておりますということで、このデータベースの情報源を明記させていただいております。

次に、このデータベースで記載されている情報につきましては、国際機関、国内外の政府機関等のホームページ上に公表された情報から収集されたものでございますけれども、関係するすべての機関の情報を確認しているものではございません。

また、情報内容について「食品安全委員会」が確認もしくは推薦しているものではございません。

掲載情報のタイトル及び概要は「食品安全委員会」が和訳・要約したものであり、和訳・要約内容については情報公開機関に対する確認は行っておりませんので、その文責は「食品安全委員会」にあります。

それから、情報公表機関から公表文書については、個別の項目の欄に記載されているURLから御確認ください。ただし、確認されているURLは情報収集時のものであり、その後変更されている可能性がございますので、御了承くださいという内容の注意事項を記載させていただいております。

現在は、食品安全関係情報のみが検索対象となっております。この画面の検索ボタンをクリックいたしますと、次の検索条件設定画面に移ります。この画面では、検索条件といたしまして、分類、情報に含まれる文字、資料の日付、地域、情報源などを設定できます。

また、現在、掲載している情報には登録しておりませんが、掲載情報に添付した電子ファイルでの文字も検索条件に設定することができます。

それでは、ただいまから例といたしまして、分類として化学物質、食品添加物、検索文字として着色料を条件に検索してみたいと思います。

検索の結果、ここにありますように、5件の情報がヒットいたしました。EUウスターソースの汚染に関する専門部会を開催といった情報5件をヒットいたしました。

その中の目的の情報について、詳細表示というボタンがあるんですが、このボタ

ンをクリックいたしますと、個別の詳細画面が表示されます。

更に、印刷用ページボタンというのがございますけれども、このボタンをクリックすると印刷用にスタイルを調整した画面になりますので、その画面をブラウザの印刷メニューにより印刷することができます。

また、詳細表示画面のURL欄に記載されたURLをクリックすると、原文等のページに直接ジャンプすることができます。

以上がアクセス、それから検索の仕方でございます。

もう一度資料5の方に戻っていただきまして、最後の段落にございますけれども、この「食品安全総合情報システム」におきましては、今、デモンストレーションいたしました食品安全データベースに加えまして、食品安全委員会が開催した委員会会合、専門調査会会合、意見交換会等の会議資料を掲載いたしました会議資料データベース、それから「食品安全委員会」が実施した調査事業の報告書を掲載した調査事業データベース。それから「食品安全委員会」が作成したファクトシートやQ & Aを掲載した「ファクトシート・Q & A データベース」を今年の8月を目途に公開することを計画しております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか質問などはございますか。

よろしいですね。大事なことで、また続けてよろしく願いいたします。

そのほかにございませんか。

○小木津総務課長 事務局から1つ御報告がございます。参考資料1を配付させていただいておりますが、閣僚懇談会申し合わせ、そして内閣府の文書でございますが、趣旨は地球温暖化防止及び省エネルギーに資するために、6月5日から9月30日まで政府全体で軽装での執務を促進するということとなりました。

こうした政府全体の取組に合わせまして、本委員会及び専門調査会においても軽装を励行したいと思っておりますので、皆様方の御協力、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○寺田委員長 ありがとうございました。ほかに何かございますか。ございませんか。

それでは、本日の委員会のすべての議事が終わりました。「食品安全委員会」第97回の会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきましては6月9日木曜日14時から開催いたします。また、7日火曜日10時から「動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会」。これは薬剤耐性菌に

関するワーキンググループですが、これを公開で、8日水曜日 10時から「汚染物質専門調査会」を公開で開催する予定でありますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。ちょっと時間が過ぎまして申し訳ございません。